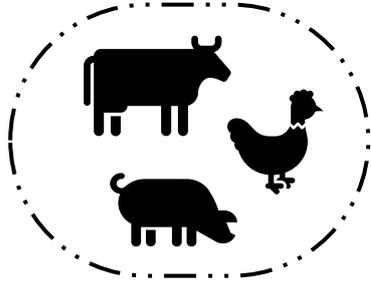


## 全国畜産配合飼料価格安定基金（畜産基金）

加入生産者の皆様へ



一般社団法人 全国畜産配合飼料価格安定基金（畜産基金）  
 全国酪農業協同組合連合会（全酪連）  
 全国開拓農業協同組合連合会（全開連）  
 日本養鶏農業協同組合連合会（日鶏連）  
 全国畜産農業協同組合連合会（全畜連）

## 「配合飼料価格安定基金制度」における 新たな補填『緊急補填金制度（仮称）』実施のご案内

令和2年度下期以降の配合飼料価格の高騰、その後の高止まりに対しましては、これまで通常価格差補填金及び異常価格差補填金、更に国からの令和4年度第3・第4四半期に係る特別補填金の交付により、基金加入生産者皆様の負担抑制を図ってまいりましたが、令和5年度においても配合飼料価格は高止まりや値上がりの懸念があることから、令和5年度第1四半期より新たに『緊急補填金制度（仮称）』を設け、以下のとおり“緊急補填金（仮称）”の交付を実施いたします。

### 1. 新たな補填金“緊急補填金（仮称）”の交付財源

これまでの配合飼料価格差補填金は、通常補填積立金のみを財源として交付する「①通常価格差補填金」、または通常補填積立金と異常補填積立金の両方を財源として交付する「②異常価格差補填金」による2本立ての補填金でした。

しかしながら、現行の2つの補填金規定においては、今後の配合飼料価格の高止まりや値上がりに対する補填金の交付は対象外となります。

そのため、令和5年度第1四半期以降を対象とする国からの新たな補助金（緊急補填交付金）を得て、「通常補填積立金」と併せた新たな補填金“③緊急補填金（仮称）”を交付いたします。

	財源負担		
	通常補填積立金 生産者 会員（全国連・単協等）	異常補填積立金 国 基金（全国連会員）	緊急補填交付金 国
① 通常価格差補填金	○	—	—
② 異常価格差補填金	○	○	—
③ 緊急補填金（仮称）	○	—	○

## 2. 新たな補填金 “ 緊急補填金（仮称） ” の交付負担（割合）

交付負担（割合）は以下のとおりとなります。

$$\left( \begin{array}{l} \text{基金 3} \quad : \quad \text{国 2} \\ = \text{通常補填積立金} : \text{緊急補填交付金} \end{array} \right)$$

例えば、“緊急補填金（仮称）”が「トン当たり5,000円」の場合、

$$\begin{aligned} \underline{5,000\text{円}} &= \text{基金 3} + \text{国 2} \\ &= \text{通常補填積立金} + \text{緊急補填交付金} \\ &= \underline{3,000\text{円}} + \underline{2,000\text{円}} \end{aligned}$$

となります。

## 3. 新たな補填金 “ 緊急補填金（仮称） ” の交付条件

交付条件は以下のとおりとなります。

### (1) 交付対象数量

令和5年度第1四半期以降の各四半期の基金契約数量を上限とする。

### (2) 交付対象四半期

対象四半期の直前2年（8四半期）以上、連続した補填金（通常・異常）の交付が続き、当四半期には異常補填金の交付がない四半期とする。

### (3) 「基準輸入原料価格」算定期間の変更（延長）

対象四半期の「平均輸入原料価格」に対する「基準輸入原料価格」を

**直前1年間（4四半期間） ⇒ 直前2.5年間（10四半期間）**

に変更（延長）する。

### (4) 交付単価の上限設定

対象四半期の交付単価の上限を 前四半期の交付単価（通常+異常・緊急）の75% とする。

ただし、令和5年度第1四半期分に限り、前四半期の交付単価はトン当たり9,450円（令和4年度第4四半期分交付単価950円+特別補填金8,500円）とする。

### (5) 交付の停止条件

(ア) 交付対象期間は最初の交付四半期を含めて連続する3四半期までとする。

(イ) 交付対象期間の2四半期目、または3四半期目の「平均輸入原料価格」が 直前四半期の「平均輸入原料価格」の90%未満に下落した場合、当四半期は交付を行わず、上記(ア)の連続する3四半期前に当交付対象期間を終了とする。

以上、ご案内申し上げます。

なお、お問い合わせは畜産基金加入全国連、または加入組合等へお願いいたします。

